

がん入院保険 **無配当**



特長

保障は一生涯続きます。

がんによる入院・死亡を一生涯にわたり保障します。

- がん給付*の責任開始期前までは、保険期間の始期からその日を含めて90日の待ち期間があります。

*がん給付とは、がん入院給付金・がん死亡保険金をさします。

がんで入院されたときは、給付金をお支払いします。

がんで入院されたときは、入院日数に応じたがん入院給付金をお支払いします。給付金をお支払いする入院日数に限度がないため、長期入院の際も安心です。

がんで死亡されたときは、保険金をお支払いします。

がんで死亡されたときは、入院給付金日額の1,000倍のがん死亡保険金をお支払いします。

がん以外で死亡されたときは、責任準備金をお支払いします。

がん以外の事由によって死亡されたときは、責任準備金をご契約者にお支払いします。

高度障害状態・身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

被保険者が病気・ケガにより所定の高度障害状態になられたときや、不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

- この保障には90日の待ち期間はありません。

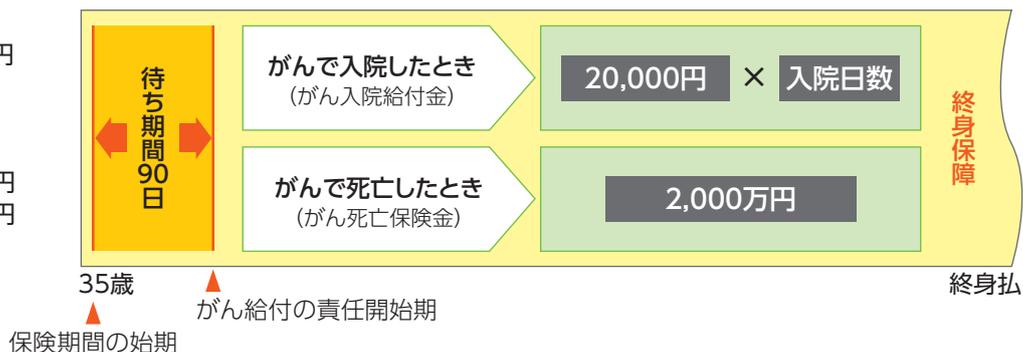
契約者貸付をご利用いただけます。

解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 入院給付金日額：20,000円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：終身
- 個別毎月払保険料
男性：32,800円
女性：26,920円



被保険者が、がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っていたか否かにかかわらず、ご契約は無効となります。

給付金・保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

給付金・保険金	お支払い事由	お支払い額	お受け取りになる人
がん入院給付金	がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として入院したとき	入院給付金日額×入院日数	被保険者 (保険契約者とがん死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
がん死亡保険金	がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として死亡したとき	入院給付金日額×1,000	がん死亡保険金受取人



ご契約に際して

契約年齢の範囲

◆0歳～75歳

取扱給付金額

◆入院給付金日額:5,000円～60,000円

保険料払込方法

◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

保険料の自動振替貸付

◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えします。

●あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

年金でのお受け取り

◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

付加できる特約

5年ごと利差配当付年金支払特約

●特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

保険料の税務取扱

ご契約者…法人 被保険者…役員・従業員 がん死亡保険金受取人…法人
※下記の取扱は保険期間と保険料払込期間が同じ場合となります。

タイプ	最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上割合	取崩期間の経理処理
1	50%以下		(損金算入)	
2	50%超 70%以下*1	保険期間の40/100相当期間を経過するまで	4/10資産計上 (6/10損金算入)	保険期間の75/100相当期間経過後からそれまでに資産計上した前払保険料を取り崩して損金算入(資産計上期間経過後の保険料は損金算入)
3	70%超 85%以下		6/10資産計上 (4/10損金算入)	
4	85%超	最高解約返戻率となる期間が終了するまで*2*3	1～10年目 支払保険料×最高解約返戻率×9/10*4 (残額を損金算入)	解約返戻金相当額が最高額となる期間経過後*5からそれまでに資産計上した前払保険料を取り崩して損金算入(資産計上期間経過後の保険料は損金算入)
			11年目以降 支払保険料×最高解約返戻率×7/10*4 (残額を損金算入)	

*1 被保険者1人につき、年換算保険料相当額(契約が2以上ある場合、他の定期保険等との合計額)が30万円以下のものは対象外(損金算入)です。

*2 最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、「(当年度の解約返戻金相当額-前年度の解約返戻金相当額)÷年換算保険料相当額>70/100」となる期間がある場合には、その超えることとなる最も遅い期間までが資産計上期間となります。

*3 資産計上期間が5年未満の場合は、保険期間の最初の5年まで。

*4 当期分支払保険料の額を限度とします。

*5 資産計上期間が5年未満の場合は、資産計上期間経過後。

●がん入院保険は、計算上の保険期間を116歳までとします。
●最高解約返戻率等、経理処理に必要な情報については「ご提案設計書」等をご参照ください。

●上記は経理処理の概要を説明しています。詳細につきましては、当社パンフレット「法人契約 経理と税務のご案内」をご参照ください。個別の取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

●ご検討の際には「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご参照のうえ、税務取扱の留意事項を必ずご確認ください。

●上記は2019年7月現在の税制によるものです。当該税制は保険期間中に変更されることがありますので、ご注意ください。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。